

自主行動基準検討部会について

1. 自主行動基準について

- ・自主行動基準とは、事業者（団体）自身が、法令の遵守はもとより商品及び役務等の品質等に関する広告などの表示方法や商品等に関する情報の開示・提供方針など自らが遵守すべき経営方針等を具体的に策定したもの（大阪府消費者保護条例第 11 条第 1 項）。
- ・事業者（団体）は、自主行動基準を策定しようとするときは知事に届出を行い、知事が適切と認めるときは、大阪府公報に公示するとともに、大阪府消費生活センターのホームページに掲載する（同条例第 11 条第 2～4 項）。

2. 部会の職務

- ・事業者（団体）から届け出があった「自主行動基準」の内容が、「消費者の利益の擁護及び増進を図る」という条例規定の目的に適合するかどうか、適合しない場合はどう改めると適合するのか等について審議する。

3. 部会の組織

消費者保護審議会（以下、「審議会」という。）の中に設置（消費者保護審議会規則第 18 条）

- ・部会委員：審議会会長が審議会委員から指名
（学識経験者 2 名、消費者代表 1 名、事業者代表 1 名）
- ・部会長：審議会会長が、部会委員から指名

○開催実績

年度	部会開催回数	主な審議内容等
20	3回	・届出、相談のあった事業者の自主行動基準 ・自主行動基準届出制度運営要領
21	3回	・届出、相談のあった事業者の自主行動基準
22	2回	・届出、相談のあった事業者の自主行動基準 ・大阪あんしん貸付支援事業の居住者支援団体向けモデル自主行動基準

○自主行動基準のホームページ掲載件数

346件（内訳：32事業者団体、314事業者）（H22年度末現在）